

公 募 公 告

不動産登記法第14条第1項に定める地図作成作業に必要となる現地事務所について、次のとおり公募する。

令和6年1月25日

支出負担行為担当官

福島地方法務局長 橋 範 夫

1 公募に付する事項

(1) 契約名

令和6年度福島地方法務局登記所備付地図作成作業（いわき市小名浜諏訪町ほか地区）現地事務所賃貸借契約

(2) 業務場所

いわき市小名浜諏訪町ほか地区（いわき市小名浜諏訪町、花畑町、南君ヶ塚町）

(3) 賃貸借期間

令和6年4月9日（火）から令和6年12月27日（金）まで

(4) 契約内容

契約書（案）のとおり

(5) 選定方法

ア 公募に参加する者から提出された資料の内容を審査し、賃借人に最も有利な条件の候補物件を提示した者を相手方として選定する。

イ 資料の書面審査のみでは相手方を選定できない場合は、実際に候補物件の実地調査を行い、賃貸借条件を総合的に比較検討した上で、賃借人に最も有利な条件の候補物件を提示した者を相手方として選定する。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 仲介人として公募に参加する場合にあつては、国土交通大臣又は福島県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。

(3) 福島地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約

の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

- (4) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（第1号様式）を提出すること。提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合又は誓約書に反することとなった場合は、その公募は無効である。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 募集要領の交付場所等

(1) 交付場所

〒960-8021 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎3階

福島地方法務局会計課用度係（担当 千葉）

電話番号 024-534-1945（直通）

F A X 024-534-1917

メール m.chiba.3up@i.moj.go.jp

(2) 交付期間

令和6年1月25日（木）から同年2月20日（火）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）。

4 公募に関する問合せ先

前記3(1)に同じ

5 公募参加申請書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和6年2月20日（火）午後5時まで

(2) 提出場所

前記3(1)に同じ

(3) 提出方法

持参、郵送又はメール添付による。ただし、郵送する場合は書留郵便等の追跡可能な方法により、上記(1)の提出期限までに必着で送付すること。

また、メール添付により提出した場合は、必ず電話により到達確認を行うこと。

6 選定期限

令和6年2月26日（月）